

事 務 連 絡
平成 26 年 3 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

定期の予防接種における対象者の解釈について（事務連絡）

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種の実施につきましては、その具体的な接種方法等について、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）に規定されているところです。この度、それらの法令に規定されている対象者の解釈につきまして、別添のとおり整理しましたので、今後の業務の参考にしていただくとともに、貴管内各市町村にも周知方よろしくお願いいたします。

また、今回整理しました対象者の解釈については、現在各市町村で実施している定期の予防接種の運用と異なる場合が考えられます。ただし、既に平成 26 年度に向けて予防接種に関する周知のための媒体の印刷等の準備が済んでいる市町村に対して、改めて刷り直すことまでを求めるものではありません。必要に応じて、本事務連絡の内容についてホームページ等をご活用いただき周知いただくようお願いいたします。